



平成28年10月20日



## 地域安全対策ニュース

愛知県警察本部  
生活安全総務課

# コンビニエンスストアの端末を利用して 電子マネーを購入させる架空請求詐欺にご注意を！

有料サイトの利用料等として、コンビニエンスストアの窓口で電子マネーを購入するよう指示する従来の手口の他、

### 店舗内のマルチメディア端末を利用して電子マネーを購入

させる手口が発生しています。(9月中旬～10月初旬頃までの間に、電子マネーを購入した被害が7件発生。)

手口として、

アダルトサイトの利用料等として、パソコンやスマートフォン等に突然メールで「入会しました」等と送られ、身に覚えのない被害者が退会したい旨伝えると、退会料等として、

**『コンビニエンスストアの店内にある端末でアマゾンギフトカード10万円分を購入してください。』**

**『購入したらカード番号をファックスしてください。』**

等と指示してきます。要求金額は、10万円以上の高額が多く、少額の電子マネーを数店舗にわたって購入させるケースもあります。

## 被害に遭わないために



- ◆ 身に覚えのない請求は相手にしない!
- ◆ 電子マネーを購入して、カード番号をFAXして!(送って!)は詐欺!
- ◆ 一人で判断せず、警察に相談しましょう。